

石川県公報

平成 24 年 10 月 31 日 (水曜日)

号 外

(第 68 号)

目 次

規 則

石川県社会福祉会館管理規則及び石川県社会福祉会館
使用料条例施行規則の一部を改正する規則

(厚生政策課) 1

規 則

石川県社会福祉会館管理規則及び石川県社会福祉会館使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年十月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十一号

石川県社会福祉会館管理規則及び石川県社会福祉会館使用料条例施行規則の一部を改正する規則
(石川県社会福祉会館管理規則の一部改正)

第一条 石川県社会福祉会館管理規則(昭和四十七年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(開館時間及び休館日)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

会館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 会館の休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日(本館を除く。)

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(本館に限る。)

三 一月一日から同月三日まで並びに十二月二十九日から同月三十一日まで(一月一日にあつては、本館を除く。)

第四条第三項を削り、同条第四項中「使用時間」を「臨時に開館時間」に、「休館日に使用させる」を「休館し、若しくは開館する」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第三項中「会議室等」を「会館の施設」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「会議室等」を「会館の施設」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別館を使用させる場合(第一項第三号に該当する場合を除く。)は、この限りでない。

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「会議室等」を「会館の施設」に、「使用しよつ」を「本館にあつては使用しよつ」に改め、「間」の下に「別館にあつては使用しよつとする日の一年前から前日までの間」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

会館の施設(附属の設備及び器具を含む。以下同じ。)は、次の各号(本館にあつては、第二号を除く。)のいずれかに該当する場合に使用させるものとする。

- 社会福祉関係団体その他の公共的団体が行つた公的行事で社会福祉の推進を目的とするものに使用する場合
- 賞利を目的としない活動で県民の健康、福祉又は教育の推進に寄与するものに使用する場合(前号に該当する場合を除く。)
- 前二号に掲げる場合のほか、部長が特に必要があると認める場合

第六条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第七条第三号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第五号中「会議室等」を「会館の施設」に改める。

第八条第一項中「の」を「のいずれか」に改め、同条第二項中「会議室等」を「会館の施設」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「会議室等」を「会館の施設」に改める。

第九條中「会議室等」を「会館の施設」に、「立ち入らせる」を「立ち入らせる」に改める。

第十條中「会議室等」を「会館の施設」に改める。

別記様式第一号中

使用する 会議室等			を
使用する 会館の施設 〔該当するものを で囲んで ください。〕	本館	会議室 (E F H) 大ホール	に改める。
	別館	和室 (1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12) 研修室 (1 2 3) 実習室 (園芸 陶芸)	

第十一條中「会議室等」を「会館の施設」に改める。

別記様式第三号中

使用する 会議室等			を
使用する 会館の施設 〔該当するものを で囲んで ください。〕	本館	会議室 (E F H) 大ホール	に改める。
	別館	和室 (1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12) 研修室 (1 2 3) 実習室 (園芸 陶芸)	

(石川県社会福祉会館使用料条例施行規則の一部改正)

第二條 石川県社会福祉会館使用料条例施行規則 (昭和四十七年石川県規則第四十九号) の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

使用する 会議室等			を
使用する 会館の施設 〔該当するものを で囲んで ください。〕	本館	会議室 (E F H) 大ホール	に改める。
	別館	和室 (1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12) 研修室 (1 2 3) 実習室 (園芸 陶芸)	

附 則

この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。